

〔 議事(2) 〕

○ 地域包括支援センター運営に関する令和6年度実績報告 及び令和7年度事業計画について

I 地域包括支援センター概要

1 設置目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。(介護保険法第115条の46第1項)

2 設置・運営主体

- (1) 設置主体:いわき市
- (2) 運営主体:特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークいわき
- (3) 地域包括支援センターの名称、場所、職員数等

(令和7年4月1日現在)

名 称	場 所	職員数					
		保健師	社会福祉士	主任介護 支援専門員	介護支援 専門員	認知症 地域支援 推進員	計
平	市役所	3	7	2		1	13
中央台	中央台	1	3	1			5
小名浜	小名浜支所	2	6	3	1	1	13
泉	泉	1	1	1			3
勿来・田人	勿来支所	3	6.5	1	1		11.5
常磐・遠野	常磐支所	2	4.5	2		1	9.5
内郷・好間・三和	総合保健福祉センター	2	6	1		1	10
四倉・久之浜大久	四倉支所	1.5	2	1			4.5
小川・川前	小川支所	1	1	1			3
計		16.5	37	13	2	4	72.5

Ⅱ 令和6年度事業実績

1 事業内容

- (1) 総合相談支援
- (2) 権利擁護
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (4) 認知症の方やその家族の支援
- (5) 地域ケア会議
- (6) 介護予防ケアマネジメント支援
- (7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

2 各事業実績

(1) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげる。

【相談件数対応件数】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5年度	R6 年度
総合相談対応 延件数(件)	5,218 (435 件/月)	4,927 (411 件/月)	6,497 (541 件/月)	5,425 (452 件/月)	5,325 (444 件/月)
総合相談訪問 延件数(件)	7,058 (588 件/月)	5,418 (452 件/月)	6,224 (519 件/月)	5,766 (481 件/月)	6,817 (568 件/月)

(2) 権利擁護

既存の支援では十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的、継続的な視点からの支援を行う。

① 成年後見制度の活用支援

つどいの場・金融機関・民生委員児童委員定例会等での制度啓発、相談対応、市長申立支援等に取り組む。

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	91	136	119	113	100

② 高齢者虐待への対応

ア 相談件数の推移

(単位：件)

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	127	80	100	110	116

イ 虐待の内訳

相談件数 116 件のうち虐待認定件数 25 件の内訳（重複有） (単位：件)

身体的	心理的	放棄・放任	経済的	性的
18	6	3	5	0

③ 消費者被害の防止

市消費生活センターと連携しての対応、訪問やつどいでの注意喚起等に取り組む。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

【介護支援専門員に対する支援】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
困難事例に対する 支援・制度説明等	1,841 件 (153 件/月)	1,932 件 (161 件/月)	1,425 件 (119 件/月)	1,380 件 (115 件/月)	1,121 件 (93 件/月)
事業所などへの 訪問件数	441 件 (36 件/月)	358 件 (30 件/月)	394 件 (33 件/月)	252 件 (21 件/月)	527 件 (44 件/月)

【介護支援専門員会議の開催数・参加者数】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催数（件）	16	40	33	34	46
延参加者数（人）	1,260	402	1,026	1,094	1,516

(4) 認知症高齢者支援の推進

① 相談機能及び支援体制の充実

認知症地域支援推進員による関係機関との情報交換会の開催、初期集中支援チームとの連携に取り組む。

② 理解促進に向けた活動

地域住民への講話、認知症サポーター養成講座の開催、パンフレットの配置に取り組む。

③ 本人及び家族介護者支援の充実

介護者のつどいの開催、ものわすれ相談会、オレンジカフェ、チームオレンジの開催支援、保健師会議での情報共有に取り組む。

(5) 地域ケア会議（個別ケア会議・小地域ケア会議）

関係者による個別課題、地域課題の検討・協議の場として開催。小地域ケア会議については、令和5年度より市内35方部（単位民児協ごと）に開催。

協議・検討の結果を中地域ケア会議事務局（地区保健福祉センター）へ報告する。

【個別ケア会議開催状況】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実施回数(回)	126	83	58	61	84
延参加人数（人）	488	380	350	431	482

【小地域ケア会議開催状況】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催回数(回)	18	13	40	46	56
延参加人数(人)	191	175	838	1,022	619

(6) 介護予防ケアマネジメント支援

要支援者等が可能な限り現在の生活を継続できるよう介護予防サービス計画を作成するとともに必要な連絡調整を行う。

【介護予防サービス計画書(介護予防ケアマネジメント含)作成件数】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
件 数	36,461	35,944	35,849	37,480	39,553
うち新規	956	896	1,002	1,412	1,276

(7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 介護支援専門員、介護事業者、医療関係機関等との連携強化

イ 民生児童委員、社会福祉協議会等との連携強化

ウ 行政機関、その他関係機関・団体との連携強化

Ⅲ 令和7年度事業計画

1 基本的考え方

「令和7年度いわき市地域包括支援センター運営方針」に基づき、各種業務を適切に運営する。また、高齢者をはじめとした市民の声を市に伝えるなど、ボトムアップの業務推進に取り組む。

2 各事業計画

(1) 総合相談支援

- ① 地域包括支援センターにおける中核業務として、高齢者やその家族等からのあらゆる相談に真摯に耳を傾け、高齢者等の意思の尊重を基本に、必要な支援に全力で取り組む。とりわけ、次の点に留意し取り組む。
 - ア 各種相談や関係者から寄せられた情報等にチームを中心として、適切に対応する（あらゆる相談にチームで対応）。
 - イ 民生委員・児童委員や自治会長等の地域関係者をはじめ、医療機関や薬局、金融機関、商店、その他高齢者に接する関係者との連携、つどいの場創出事業等、住民が集う場を有効に活用し、地域の情報収集を図る（アンテナを高く）。
 - ウ 認知症になっても本人の意思が尊重され、生活の継続が可能となるよう、認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応に向けて関係機関と連携して取り組む（認知症にもチームで対応）。
 - エ 生活課題と併せ、健康課題についてもニーズの把握に努め、必要な支援に取り組む（元気で長生きをサポート）。
 - オ 地域が有する課題等について集約・分析し、関係者間で共有・対応する（地域単位でのニーズ把握と対応）。

(2) 権利擁護

- ① 高齢者本人の意思の尊重を基本として、自己決定とその実現に取り組む。
- ② 高齢者虐待に対しては、市対応マニュアルに基づき適切に対応する。
- ③ 必要に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するなど、意思の尊重や生活継続につながる支援に取り組む。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 地域の介護支援専門員が、地域資源を適切に活用し、高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるよう支援することのできる環境整備と介護支援専門員へのサポートを行う。
- ② 地域において、関係職種が役割分担し包括的・継続的支援が実践できるよう多職種間の連携を図る。
- ③ 既存サービスの活用ばかりでなく、新たに必要とされるサービスの把

握・創出に努める。

(4) 認知症高齢者支援の推進

- ① 相談機能及び支援体制の充実を図る。
 - ・ 相談支援体制の充実
 - ・ 関係者との連携による早期発見、早期支援体制の確立
 - ・ 認知症初期集中支援チームへの参画と活動
- ② 認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業に取り組む。
 - ・ 認知症に関する理解促進
 - ・ 認知症の人や家族への支援体制の充実
 - ・ 医療・ケア・介護サービス体制の構築
 - ・ 認知症予防の充実・強化
 - ・ 認知症バリアフリーのまちづくり

(5) 地域ケア会議

- ① 個別ケア会議及び小地域ケア会議について、それぞれの目的に留意し、計画的に取り組む。
 - ア 個別ケア会議
個別事例について、関係機関（団体）等と連携し対応
 - イ 小地域ケア会議
地域課題（高齢者が暮らし続ける上での困り事）の集約、地域関係者との共有、地域でできることの検討、実施。地域での取り組み及び取組めなかった課題の報告（地域ケア会議へ）
- ② 地域ケア会議及び地域共生社会推進会議について、市と連携し参画する。

(6) 介護予防ケアマネジメント支援

- ① 指定介護予防支援事業について、自立支援を基本に適正に実施する。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業について、自立支援を基本に市と連携し適正に実施する。
- ③ 高齢者（本人）本位を基本に、役割を適切に担う。
- ④ 居宅介護支援事業所に予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の一部に係るケアマネジメント事業を委託する際にも助言等を行い適切に実施する。